

桜川市新庁舎の在り方及び建設位置（案）について（中間報告）

1. これまでの新庁舎建設検討委員会の日程について

回数	月日	検討事項
第1回	平成29年9月21日	1. 新庁舎検討委員会委員の委嘱 2. 委員長・副委員長の選任について 3. 諮問について 4. 新庁舎検討委員会の運営について 5. 新庁舎建設の位置づけ 6. 市庁舎の現状について 7. 今後のスケジュール
第2回	平成29年11月21日	1. 支所について 2. 新庁舎について
視察	平成29年12月25日	稲敷市役所新庁舎及び新利根地区センターの視察
第3回	平成30年2月1日	1. 新庁舎の機能について 2. 新庁舎の位置について
第4回	平成30年3月22日	1. 新庁舎の基本理念と基本方針について 2. 中間報告書の内容について

2. 新庁舎建設を検討する理由

現在の庁舎の状況は、岩瀬第1庁舎が最も古く築56年、最も新しい大和新庁舎でも24年を経過しています。桜川市公共施設等総合管理計画では、すべての施設の老朽化度が80%を超え、岩瀬第1庁舎に至っては老朽化度100%を超過しており、老朽化の進行が顕著であると謳っております。

また、新耐震基準により建築している庁舎は大和新庁舎のみとなっているため、平成23年におきた東日本大震災では、市庁舎に被害を受け、防災拠点としての機能に不安が残る形となりました。さらに、施設の狭隘化やバリアフリー化、そして、合併後の分庁方式による不便性などが課題となっている。

こうした課題を解消し、市民サービスの向上を図るため、第2次総合計画に掲げられている新庁舎の整備について、本年度から着手することとしました。

3. 新庁舎建設の位置づけ

3-1 合併協議会における協定項目

合併協議会において、合併に向けたさまざまな協議、検討がなされ、新庁舎の建設については、合併協定項目の4「新市の事務所の位置」に関する協定の中で、次のように定められております。

協定項目4「新市の事務所の位置」

- ① 新市の事務所の位置は、当面の間大和村役場とする。なお、岩瀬町役場、真壁町役場については、それぞれ岩瀬支所、真壁支所とする。
- ② 庁舎方式については、総合支所方式をベースとし、一部分庁方式とする。
- ③ 新庁舎については、新市建設計画期間内に建設する。
- ④ 新たに建設する市庁舎の位置等については、速やかに新市の市長及び議会で決定する。

現在は、分庁舎方式をとっており、それぞれの庁舎に総合窓口課を配置しています。

桜川市の新市建設計画期間は、東日本大震災の影響により特定被災区域として、合併特例債適用期限が10年延長されたことに伴い、新市建設計画期間を延長して平成37年度までとしております。

3-2 新市建設計画における位置づけ（抜粋）

＜施 策＞	健全な自治体運営
＜主 な 事 業＞	新庁舎建設事業
＜合併特例債事業＞	新庁舎建設事業

新市建設計画では、新庁舎建設事業を合併特例債事業に位置付け、合併特例債が発行できるよう指定しております。

3-3 桜川市第2次総合計画での位置づけ（平成29年3月策定）（抜粋）

基本構想（2017年度～2026年度）

＜政 策＞

6自治 — みんなで築く自治のまちづくり

市民と行政が協働で地域を築き、効果的・効率的な行財政運営を推進する自治のまちづくりを目指します。

前期基本計画（2017年度～2021年度）

＜施 策＞

6-3 時代にあった自治体運営

行政評価の運用や不断の行財政改革の推進、窓口サービスの利便性向上を図り、計画的な行政運営を進めます。また、新庁舎を整備して行政運営のさらなる合理化を図るとともに、市民にとって使いやすい公共施設の整備・統

合を進めます。
 <施策の目指す姿を実現するための手段>
 6 新庁舎の整備
 ◎分庁舎方式によるデメリットを解消するため新庁舎整備を推進する。

第2次総合計画では、市民と行政職員が集まり、桜川市が目指すまちづくりの目標や各分野における取組みについて協議しました。その中で、現在の分庁舎方式における行政サービスを検討し、デメリットを解消するために新庁舎を整備することを計画に位置付けました。

4. 新庁舎整備の必要性

4-1 市庁舎の現状

	大和庁舎		岩瀬庁舎		真壁庁舎	合計
	旧庁舎	新庁舎	第1庁舎(南棟)	第2庁舎(北棟)		
所在地	桜川市羽田1023		桜川市岩瀬64-2		桜川市真壁町飯塚911	-
敷地面積	9,449.00㎡		9,960.90㎡		12,971.83㎡	32,381.73㎡
建築面積	995.23㎡	393.05㎡	650.75㎡	762.67㎡	1,732.42㎡	4,534.12㎡
延べ床面積	1,399.07㎡	1,079.34㎡	1,446.64㎡	2,259.45㎡	3,235.07㎡	9,419.57㎡
職員数	61人	81人	51人	80人	88人	361人
建築年度	昭和46年	平成5年	昭和36年	昭和55年	昭和48年	-
経過年数	46年	24年	56年	37年	44年	-
階数	地上2階	地上3階	地上2階・地下1階	地上3階・地下1階	地上3階	-
構造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	-
耐震基準	旧	新	旧	旧	旧	-
耐震診断(Is値)	0.44	-	0.65	0.75	0.50	平成21・22年度実施(調査:震災前)
耐震対策	未実施	-	未実施	未実施	未実施	-

《参考》 Is 値とは構造耐震指標のことをいい、地震力に対する建物の強度、建物の靱性（変形能力、粘り強さ）の耐震性能を表す指標である。

- Is < 0.3 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が高い。
- 0.3 ≤ Is < 0.6 地震に対して倒壊または崩壊する危険性がある。
- 0.6 ≤ Is 地震に対して倒壊または崩壊する危険性が低い。

ただし、防災拠点としては、Is 値 0.7 以上が必要。

4-2 現庁舎の課題

(1) 庁舎の老朽化

- ①岩瀬第一庁舎は、築56年経過し耐用年数を6年経過している。
- ②大和旧庁舎は、築46年経過している。
- ③真壁庁舎は、築44年経過している。

(2) 耐震性の不足

- ①大和庁舎の新庁舎以外は、旧耐震基準で建築されている。
- ②平成21年度と平成22年度に実施した耐震診断において、「耐震補強等の対策が必要」と診断されている。
- ③耐震対策は実施していない。

(3) 防災拠点機能の不足

- ①3庁舎ともに自家発電設備がないため、停電時の業務に支障が出る。
- ②災害時の対策が、執務室で行わなければならない、適切な対応ができない恐れがある。
- ③災害発生時に、それぞれの庁舎で活動することになり、指揮系統等の連絡体制や組織的な対応に支障がでる恐れがある。

(4) 会議室の偏在

- ①大和庁舎は会議室が少ないため、会議及び業務等で支障がある。

(5) 相談室の不足

- ①相談室が十分に確保できないため、プライバシーに関わる相談においても、窓口で行う場合がある。

(6) 高齢者や障がい者対応への支障

- ①エレベーターやいす式階段昇降機が設置されていないため、2階、3階への移動が困難である。
- ②音声案内や電光掲示板等の情報伝達手段がない。
- ③多機能トイレ※が設置されていない。

※車いす利用者用の広いスペースや、手すりとともに、オストメイト用の汚物流し台や、乳幼児のおむつ交換台などを併せもつトイレ。

(7) 高度情報化社会対応への支障

- ①執務室が施錠できないため、休日等の職員不在時における情報機器やデータの盗難の恐れがある。
- ②執務室のネットワークケーブルの露出及び乱雑な配線による、配線の損傷や露出配線

へのつまずきや転倒の恐れがある。

(8) 分庁舎方式の課題

①市民サービスの低下

- ア. 一か所で業務が完結せず、庁舎間の移動が必要な場合がある。
- イ. 書類の移動に時間を要し、処理日数がかかる。

② 行政サービスの低下

- ア. 職員が会議や決裁のために、庁舎間移動するため業務効率が低下する。
- イ. 公用車の分散配置により、効率的な利用ができない。
- ウ. 組織編成に施設の制約を受ける。

③分庁舎方式による経費の発生

- ア. 職員の庁舎間移動に公用車が必要になり、燃料費もかかる。
- イ. 庁舎の維持管理に要する経費がかさむ。
- ウ. 管理部門や窓口で職員の配置が必要になる。

5、新庁舎の在り方について

市庁舎の整備は、新庁舎整備の位置づけを踏まえ、現庁舎が抱える問題点や課題を克服するため、整備をする必要があります。

まず、庁舎の運用方式で、現在、課題とされている分庁舎方式について、検討を行い、検討委員会の意見として次の通りになりました。

5-1 庁舎の運用方法

新庁舎は、本庁舎方式で整備する。

ただし、市民サービスの低下を招かないように、本庁舎とは別に支所を置くこととする。

〈支所の在り方〉

- i) 最小限のサービスを行うようにします。(住民票や税証明等の交付、書類の受付等)
- ii) 職員数は極力少なくします。

〈支所を置く理由〉

- i) 市民の利便性・・・「高齢者が歩いても行ける」「車でなく自転車でも行ける」等
- ii) 市民との関係・・・「行政との大事な係わりがなくなってしまう、薄れてしまう」等
- iii) 地域のシンボル・・・「身近にあるという事で安心感がある」「防災拠点にもなる」等

〈支所の位置〉

- i) 支所は、岩瀬地区及び真壁地区にそれぞれ設置するものとする。

5-2 新庁舎整備の基本理念と基本方針

新庁舎に求める機能の検討を行い、意見を整理し、新庁舎の基本理念と基本方針にまとめ次の通りになりました。

5-2-1 基本理念について

新庁舎の建設は、現庁舎の抱える課題を解決し、市民の多様なニーズに対応した行政サービスの提供と効率的な行政運営を目指すとともに、災害時の市民の安心・安全の確保に資する防災の拠点として機能することが重要です。

さらには、市の将来のまちづくりに大きな影響を及ぼすものであることから、市全体の今後の行政運営も念頭に進め、桜川市が目指す「ヤマザクラと市民の幸せが咲くまち 桜川」の実現に資する庁舎を目指します。

5-2-2 基本方針について

基本理念に基づき、以下の3つの事項を新庁舎建設の基本方針に整理しました。

(1) 防災拠点として機能する庁舎

①市民の安全・安心を守るため、災害時における災害対策本部機能を整備し、防災拠点となる庁舎とする。

(2) 市民サービスの向上を目指した庁舎

①分散している庁舎機能を集約し、効率的な市民サービスを提供する庁舎とする。
②ユニバーサルデザイン※の導入とフロア配置の工夫により、すべての市民にやさしく、わかりやすく、効率的に手続きができる利便性の高い庁舎とする。

※ユニバーサルデザイン

年齢、性別、身体的状況、言語などの違いに関係なく、すべての人が安全で使いやすく、快適で不便のない製品や建築物、生活環境をデザインすること。

(3) シンプルで機能性と経済性に優れた庁舎

①機能性、経済性を重視するとともに、無駄を省いたシンプルな庁舎とする。
②自然エネルギーの活用と省エネルギー性の高い設備の導入により、環境負荷の低減と経済性に優れた庁舎とする。

6、新庁舎の位置について

新庁舎の位置については、庁舎の機能で検討した、基本方針を踏まえ、防災的な面、市民サービスを考慮した地理的な面や財政的な面を検討し、総合的な意見として以下のとおりになりました。

6-1 候補地について

新庁舎を建設する場合の建設位置について、次の事項を踏まえて、①岩瀬庁舎敷地

②大和庁舎敷地 ③真壁庁舎敷地 ④大和駅北地区 の4候補地にしました。

- i. 事業費節減のため、市有地が活用できる。
- ii. 事業費節減のため、現在使用可能な施設を利用する。
- iii. 桜川市第2次総合計画における土地利用基本構想を考慮する。
- iv. 現在開発している、大和駅北地区の状況を検討する。

6-2 位置を決める基準・観点について

候補地から、新庁舎の位置を選定するための考え方を整理しました。

- 防災性 ⇒ ①河川から離れている、高台にある、地盤が強固であるなどの自然環境。
②周辺の防災拠点となる施設と連携できること。
- 利便性 ⇒ ①住民が使いやすい、集まりやすいといった、役所へのアクセスのしやすさ。
②公共交通のJRやバス、高速道路、国道など、交通の利便性。
- 経済性 ⇒ ①市有地であること。市有地の広さは大きい方がいい。
②使用可能な施設があること。

6-3 新庁舎の位置

(1) 新庁舎の位置

大和庁舎周辺の市有地としました。

(2) 選定の理由

①防災性

- ・高台に位置し、河川からも離れているため、水害の心配がない。
- ・地盤が揺れにくい強固な場所である。
⇒国の地震調査研究本部より発表された、「今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」が3.1%で県内市町村の庁舎所在地の中で一番低い。
- ・防災拠点として市の中央部のほうからが展開しやすい。
- ・防災拠点となる施設が周りにある。

②住民の利便性

- ・桜川市の中央に位置するため、住民が使いやすい、集まりやすいという利便性。

③経済性

- ・市有地が集まっていて、面積もあるため建設時のコストが抑えられる。
- ・耐震診断された施設が使える、あるいは耐震対策が施されている施設が使える。

④行政機能

- ・職員も中心の大和地区の方からが、市内へ行きやすい。

《参考資料》

1. 候補地の比較

		岩瀬庁舎敷地	大和庁舎敷地	真壁庁舎敷地	大和駅北地区
これまでの経緯	合併協定書で、新市の事務所の位置を当面の間大和村役場とした。	支所	本所	支所	—
都市計画法	改正都市計画法の施行(H19.11.30)に伴い、市街化調整区域での庁舎建設は許可が必要となり厳しくなった。	市街化区域	市街化区域	市街化区域	市街化調整区域
農地法		地区外	地区外	地区外	地区内
農振法		地区外	地区外	地区外	地区内
桜川市第2次総合計画における土地利用基本構想		○	◎	○	○
使用可能施設の有無		○	○	×	×
	施設名	第2庁舎	新庁舎	—	—
	面積 (㎡)	2259.45	1079.34	—	—
土地所有者	市所有地…○ 市以外…× 一部借地…△	△	○	○	×
敷地面積	全体	9,885.96㎡	15,671.44㎡	12,748.78㎡	敷地なし
	うち 市所有地面積	6,571.15㎡	15,671.44㎡	12,748.78㎡	—
	うち 借地面積	3,314.81㎡	0㎡	0㎡	—
防災拠点機能	近隣公共施設との連携状況	岩瀬中央公民館	大和体育館 大和体力増進センター 大和中央公民館 大和中学校 大和ふれあいセンター 大和運動場 いこいの家 桜川消防署大和分署	県立真壁高校	なし
	自然状況	桜川に隣接している	河川から離れている。 高台に所在する。	近くに桜川が通っている	近くに桜川が通っている
都市基盤整備の状況	水道	○	○	○	×
	下水道	○	○	○	×
	最寄りの駅からの距離	岩瀬駅 400m 徒歩5分	大和駅 4km 乗用車8分	岩瀬駅 路線バス28分	大和駅
	道路の状況	旧50号沿い	県道343号沿い	県道7号より北へ150m	—
	公共交通(バス)の状況	バス路線あり	バス路線 (H30.10月予定)	バス路線あり	バス路線未定

2. 第2次総合計画

桜川市第2次総合計画

第2編 基本構想 抜粋

序論

基本構想

基本計画

第1部 / 前期基本計画の構成と
分野別基本計画

第2部 / ヤマザクラと市民の幸せ
を咲かせるプロジェクト

付属資料

(5) 拠点別土地利用基本構想

都市構造の拠点となる地域を対象とする土地利用の特別則として、次のとおり拠点別土地利用基本構想を定めます。これは、ゾーニング別土地利用基本構想に優先します。

① 桜川・筑西IC周辺地区

桜川・筑西IC周辺地区は、将来的な市街化区域への編入を視野に、計画的かつ段階的なインフラの整備と医療、福祉、商業その他の高次都市機能の集積を図り、市の中核となる新たな複合都市拠点の形成を推進します。

② 岩瀬市街地

岩瀬市街地は、市民の日常生活を支援する生活支援型の都市拠点として、引き続き、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、長期的かつ継続的なインフラの整備を図り、良好な住環境の形成に努めます。

③ 羽黒市街地

羽黒市街地は、生活支援型の都市拠点として、新たな生活支援機能の集約・確保に努めます。また、農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

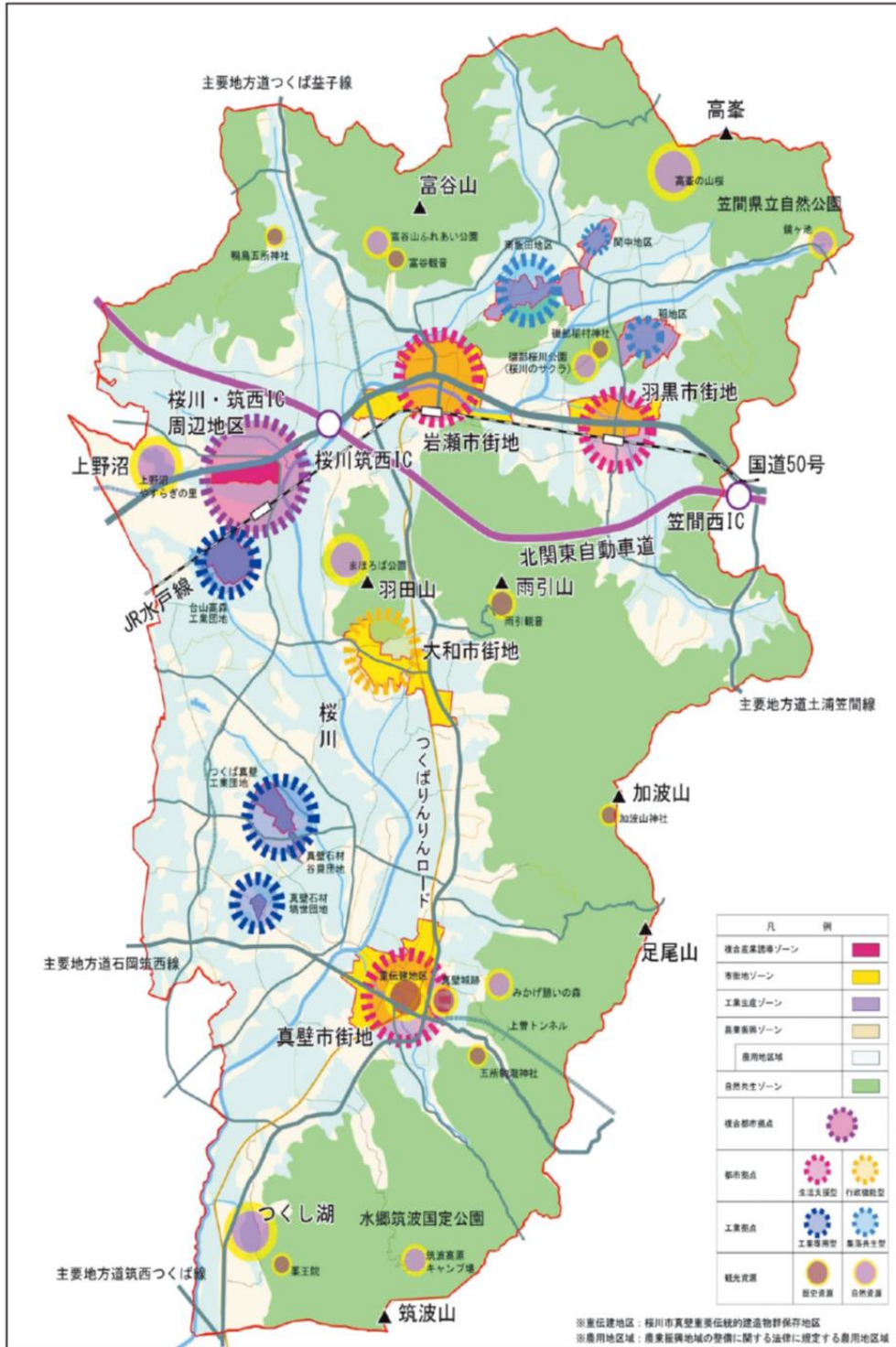
④ 大和市街地

大和市街地は、行政機能が集まった行政機能型の都市拠点として、現在の行政機能の維持・増進を図るとともに、新たな行政機能の集約・確保を図ります。また、農地や雑種地などが残り、計画的な市街地の形成が進展していない地区にあっては、土地利用計画の見直しを視野に検討を進めます。

⑤ 真壁市街地

真壁市街地は、生活支援型の都市拠点として、生活支援機能の維持・増進に努めるとともに、計画的なインフラの整備を図り、重要伝統的建造物群保存地区をはじめとする歴史資源を生かした風格のあるまちづくりを推進します。

桜川市土地利用基本構想図



序論

基本構想

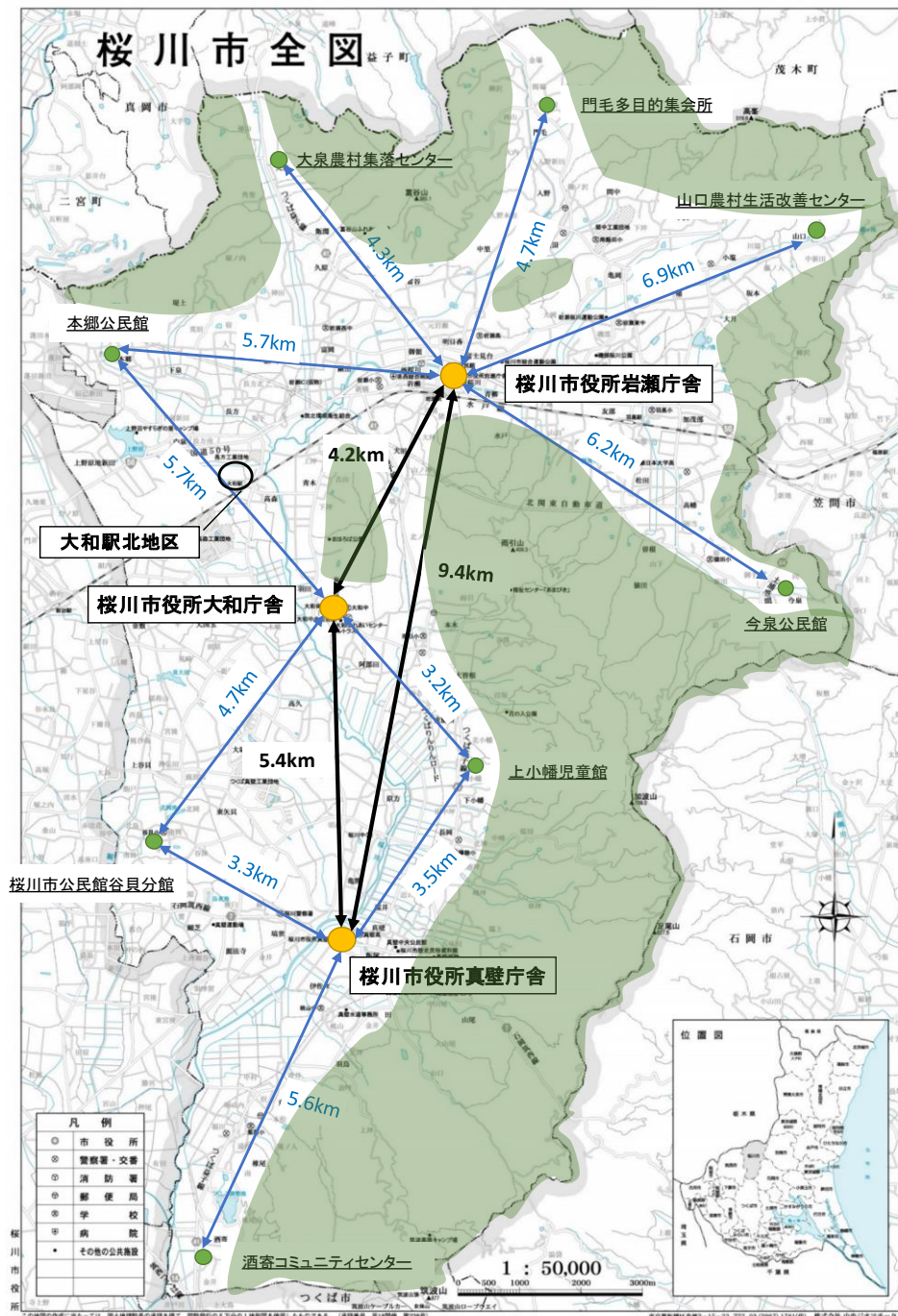
基本計画

第1部 前明基本計画の構成と分野別基本計画

第2部 ヤマザクラと市民の幸せを咲かせるプロジェクト

付属資料

3. 桜川市役所3庁舎及び周辺施設の位置関係図



《グーグルマップ検索による道のりと所要時間》

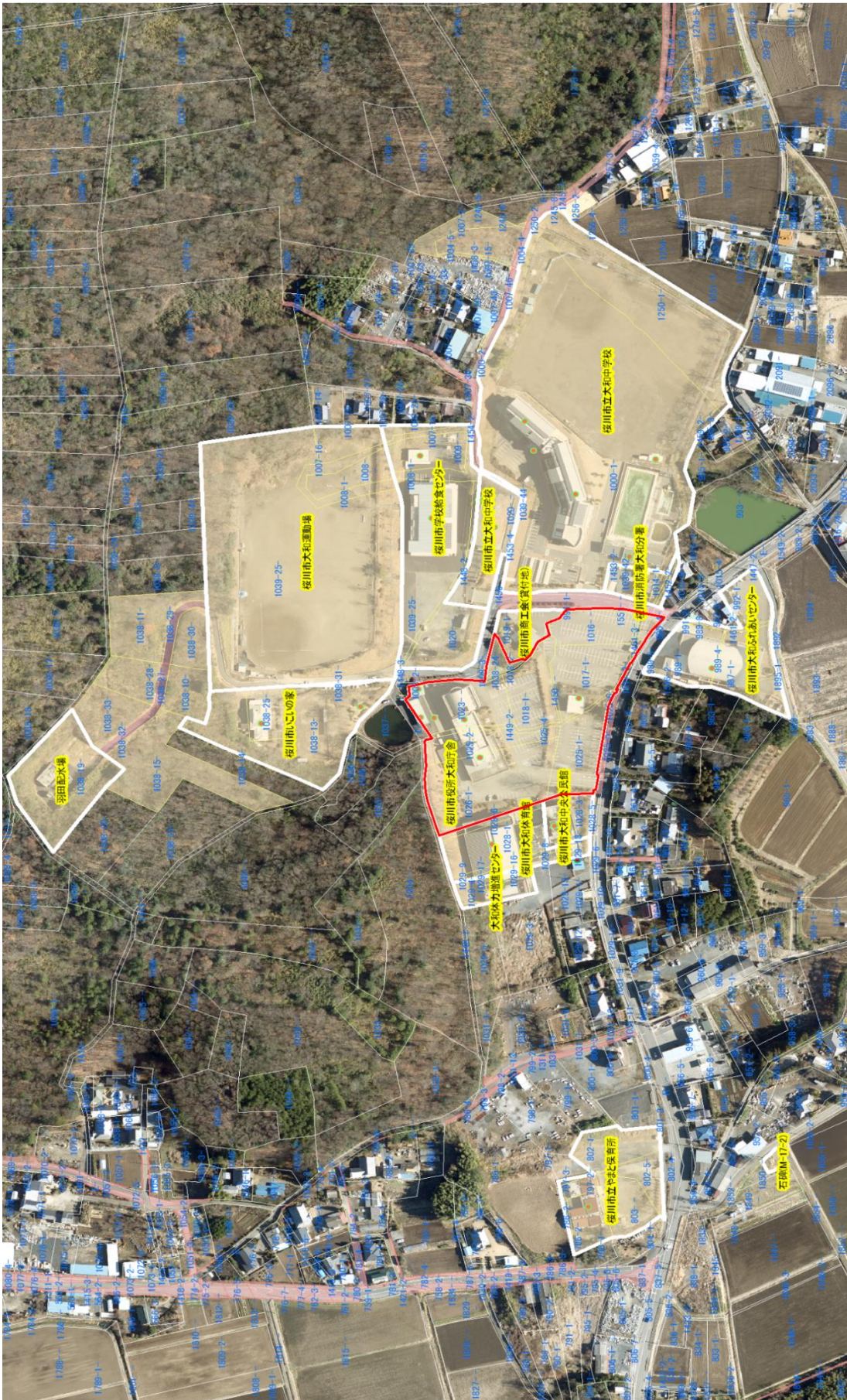
		岩瀬庁舎		大和庁舎		真壁庁舎	
		距離	時間	距離	時間	距離	時間
岩瀬地区	今泉公民館	7.5km	14分	14.2km	23分	21.1km	28分
	山口農村改善センター	7.9km	13分	14.1km	22分	20.5km	26分
	門毛多目的集会所	6.0km	12分	12.4km	21分	18.8km	27分
	大泉農村集落センター	5.1km	12分	9.4km	16分	16.3km	25分
真壁地区	本郷公民館	6.7km	12分	8.2km	14分	13.6km	23分
	桜川市公民館谷貝分館	10.7km	17分	5.9km	10分	4.2km	7分
	酒寄コミュニティセンター	17.6km	29分	14.2km	24分	6.5km	15分
	上小幡児童館	7.3km	13分	3.8km	9分	4.7km	9分

※ 網掛けは、距離が15km以上のところ

4. 各庁舎の周辺状況
(1)岩瀬庁舎周辺航空写真



(2)大和庁舎周辺航空写真



(3) 真壁庁舎周辺航空写真

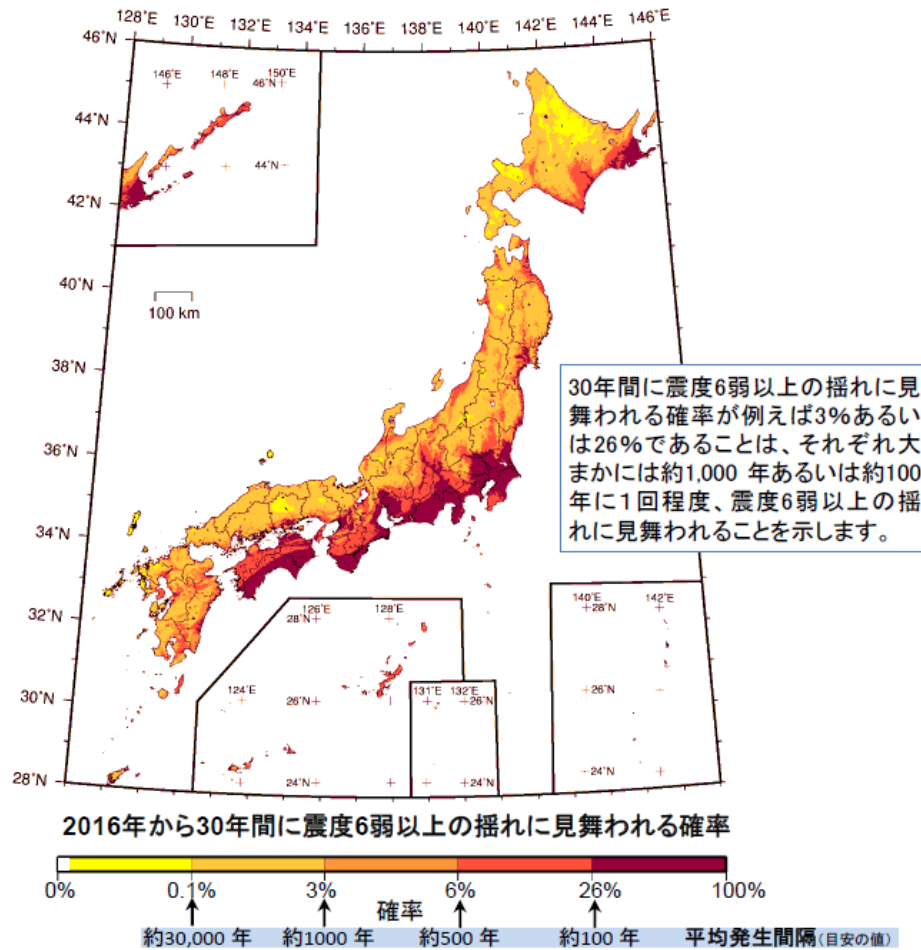


5. 地震動予測地図について

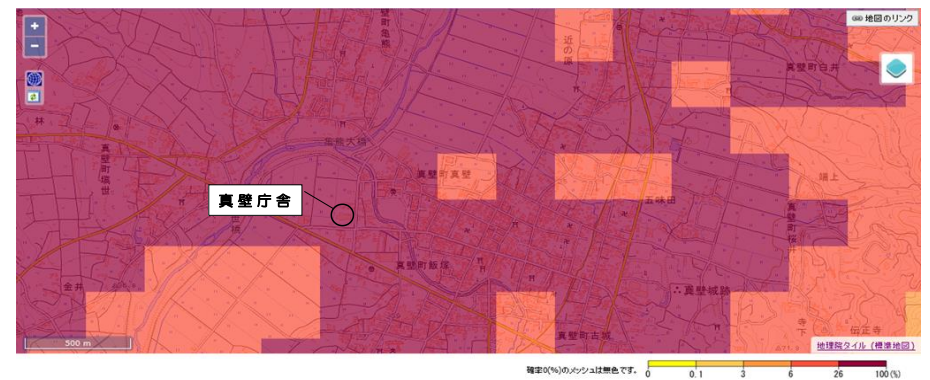
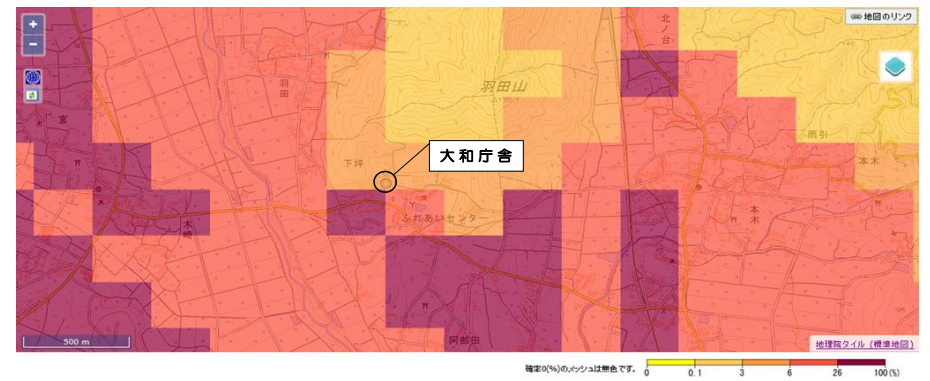
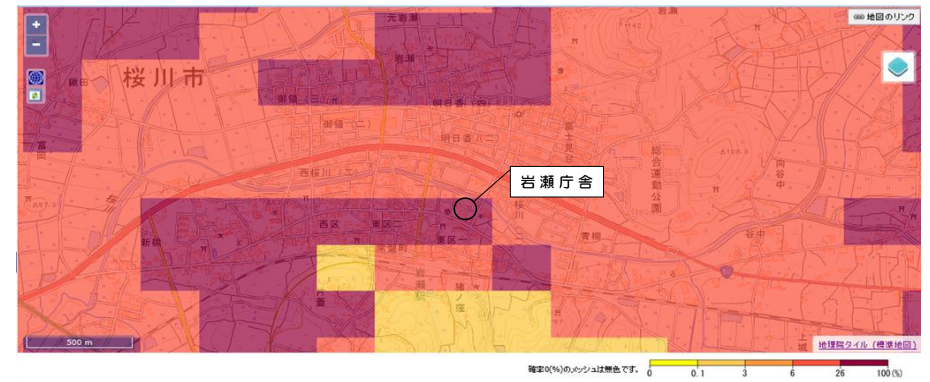
全国地震動予測地図

政府の地震調査研究推進本部より2016.6.10発表

地震動予測地図に示された確率は、「その場所で地震が発生する確率」ではなく、「日本周辺で発生した地震によって、その場所が震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」です。



防災科学技術研究所のウェブサイト「地震ハザードステーション」より



地震動予測地図

政府の地震調査研究推進本部より2016.6.10発表

地震動予測地図に示された確率は、「その場所で地震が発生する確率」ではなく、「日本周辺で発生した地震によって、その場所が震度6弱以上の揺れに見舞われる確率」です。

■30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率（％）

県北地域	日立市	45.1	県南地域	土浦市	76.2
	常陸太田市	74.5		石岡市	46.9
	高萩市	69.6		龍ケ崎市	86.2
	北茨城市	21.7		取手市	51.6
	ひたちなか市	57.5		牛久市	55.4
	常陸大宮市	41.6		つくば市	50.9
	那珂市	44.6		守谷市	46.8
	東海村	51.4		稲敷市	59.2
	大子町	14.0		かすみがうら市	44.4
県央地域	水戸市	80.7	つくばみらい市	81.3	
	笠間市	41.3	美浦村	51.6	
	小美玉市	52.1	阿見町	60.1	
	茨城町	78.3	河内町	77.2	
	大洗町	54.5	利根町	55.6	
	城里町	48.4	県西地域	古河市	39.6
鹿行地域	鹿嶋市	63.9		結城市	29.6
	潮来市	69.7		下妻市	44.2
	神栖市	90.3		常総市	57.1
	行方市	63.2		筑西市	39.1
	鉾田市	52.9		坂東市	45.4
		桜川市		3.1	
		八千代町		37.3	
		五霞町		48.6	
		境町		40.0	

（いずれも市役所、
町村役場の所在地）

2016年6月15日付 朝日新聞（茨城版）記事より

（表：県内市町村の今後30年の震度6弱以上地震発生確率）